

# 阿蘇市国土強靱化地域計画

令和2年3月

阿 蘇 市

(令和4年4月修正)

# 目 次

はじめに .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方 .....	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本市の地域特性 .....	5
1 地理的特性	
2 災害要因と被害の状況	
第3章 脆弱性評価 .....	13
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針 .....	16
第5章 計画の推進 .....	63
【 別 紙 】	
脆弱性評価結果 .....	63

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

近年、非常に激しい雨が、限られた地域で短い期間に集中して降る局地的大雨が増え、それに伴って土砂災害も多くなっています。

全国で毎年のように発生し、平成24年九州北部豪雨災害（以下「平成24年九州北部豪雨」という。）で、本市では阿蘇の地に思いを寄せ、地域をこよなく愛し続けてきた21人の尊い命と1人の方の行方を奪い去ってしまいました。

その後、創造的な復興を目指すとともに、復旧・復興を阿蘇の更なる発展につなげることなどを目標として、復旧・復興に取り組んできました。

一方、国においては、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行されました。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められています。

こうした中、平成28年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか28時間の間に、2度にわたり震度7の激しい地震が熊本の地を襲いました。同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国観測史上初めてのことです。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害となりました。

本市でも4月16日に震度6弱を記録し、107人の方々が負傷され、家屋倒壊をはじめ、田畑の亀裂や山林原野における土砂災害など、市内に甚大な被害がもたらされました。

この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、先の平成24年九州北部豪雨で受けた重い試練や教訓等も含め、次の世代に活かすべく新たな防災体制の構築や予防的避難の推進、自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んでいるところです。

今後、再び熊本地震や九州北部豪雨災害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげるべく災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「阿蘇市国土強靱化地域計画」を策定します。

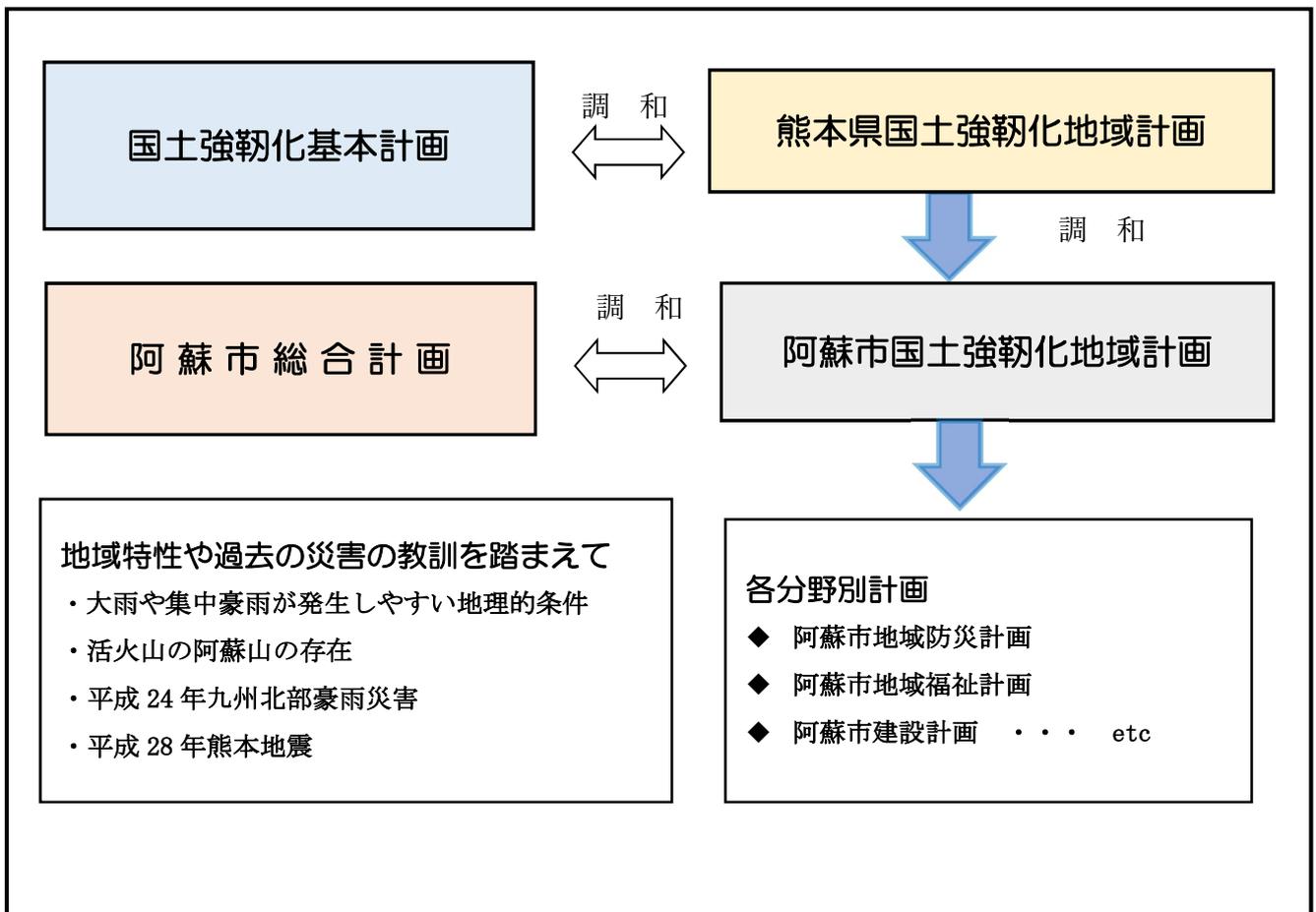
## 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本市における国土の強靱化の指針として「阿蘇市国土強靱化地域計画」を策定します。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本市の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとし、また、市政の基本方針である「第2次阿蘇市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「阿蘇市地域防災計画」等と連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものです。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指します。

<策定に当たっての基本計画等との関係>



## 第1章 基本的な考え方

国土強靱化基本法第14条において、阿蘇市の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされています。また、市全体で強靱化に取り組んでいくため、本市の地域計画とも相互に調和を図ることも必要です。

このため、本計画では、「第2次阿蘇市総合計画」の「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ～ ONLY ONEの世界へ～」という阿蘇市の将来都市像を念頭に置き、本市が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

### 1 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧・復興を可能にすること

### 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進します。

#### (1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、本市の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、近隣市町村との連携だけでなく、国、県、他の地方公共団体や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

#### (2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災・減災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に

施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、地域住民や関係機関等と連携して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

### (3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## 第2章 本市の地域特性

### 1 地理的特性

#### ① 地勢と人口

本市は、熊本県の北東部阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接しています。

市域は東西約30km、南北17kmで、面積は376.30㎢となります。

地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平たん地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、「野焼き」に

代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原やオオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれています。これらの地域資源は、世界的に高く評価され、ユネスコ世界ジオパーク及び世界農業遺産に認定されています。

令和元年12月末現在25,924人で平成27年12月末の本市の人口27,618人から約1,600人以上減少しています。そのうち65歳以上の市民が約38%を占め、高齢化傾向が進んでいます。特に、昭和30年をピークに以後、減少が続いており、転出が転入を上回る「社会減」を抑制する取り組みが求められています。

世帯数は、人口の減少に反して増加しているため、1世帯当たりの人口は減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。

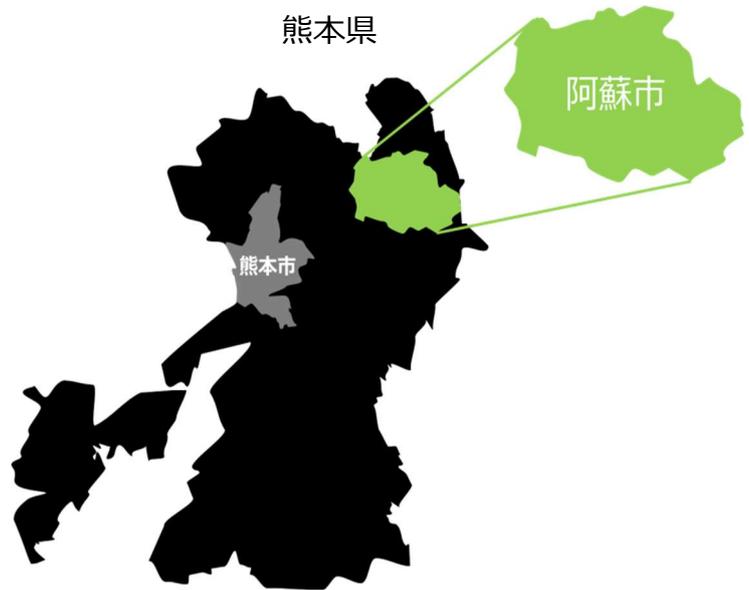
#### ② 気候

本市は、海拔高度が400mを越す山地型の気候で、年平均気温は約13℃と四季を通じて比較的冷涼であり、夏季は避暑地として多くの観光客が訪れています。降水量は約3,000mmと多雨な地域で、その豊富な雨水が阿蘇の大地を潤し、地下水源や河川となって多くの住民に利用されています。

#### ③ 交通

本市の交通網はJR豊肥本線と、それに並行して走る国道57号が東西に横断し、南北を縦断して大分県日田市を結ぶ国道212号、大分県別府市を結ぶ主要地方道別府一の宮線(通称

阿蘇市の位置



やまなみハイウェイ)、南阿蘇地域を通り宮崎県へと結ぶ国道265号の起点となっています。主要都市までの交通アクセスは、熊本市中心部まで約50km、福岡市中心部まで約145km、大分市中心部まで約75km、阿蘇くまもと空港まで約35kmとなります。

熊本地震により不通だった豊肥本線の全線運転再開が、令和2年8月に、国道57号北側復旧ルートと現道の国道57号が、同年10月に開通し、阿蘇地域への交通アクセスが飛躍的に進展しました。

## 2 災害要因と被害の状況

本市における気象災害を原因別に見ると、梅雨前線によるものが最も多く、次いで台風、阿蘇火山噴火による降灰、梅雨期以外の低気圧・前線や地震となっています。時期的には梅雨前線や台風によるものは、6月から9月の間が多く、阿蘇火山の噴火については、いつ起きるか、また、終わるのか、どちらも予測不能で、その対応は非常に困難です。

また、過去の大きな災害には、水害、風害などがあり、本市の地理的・地形的条件も深く関わっていると思われます。

### ① 風水害

熊本県は九州山地の西側に当たるとい地理的条件などから東シナ海から温かい湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、大雨や集中豪雨が発生しやすく、特に、梅雨時期の降水量は多く（6月～7月の2ヵ月間に、年間降水量の約4割が降る）、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなっています。

平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害では、その独特の地形により阿蘇外輪山周辺で次から次に積乱雲を発生させるバック・ビルディング現象により、記録的短時間大雨情報が幾度となく発表されるなど雷鳴を伴った猛烈な雨が降り続けました。

その結果、気象台の阿蘇乙姫観測所では、午前5時53分までの1時間に108.0mm、午前5時00分までの3時間に288.5mmを観測。また、午前7時00分までに459.5mmという統計を開始した1978年以降では観測史上最高の雨量を記録しました。こうして12日未明からわずか5時間の間に平年の梅雨期の約半分の雨が降るとい未曾有の大雨となりました。

7月11日から14日にかけての大雨は、気象庁によって「これまでに経験したことのないような大雨」と表現されるほどで、甚大な被害を九州北部にもたらしました。この大雨により、河川の氾濫や土石流が発生し、熊本県、大分県、福岡県で多数の死者・行方不明者を出したほか、九州北部を中心に住宅の損壊、土砂災害、浸水、停電等が発生、交通機関へも大きな影響をもたらしました。

本市では、7月12日未明から明け方にかけてすさまじい雷鳴とともに時間100mmを超すこれまでに経験したことのないような大雨が短時間に集中的に降ったことで、地域特有の

地質(火山灰土壌)、地形(高低差300mのカルデラ地形)などの複数の要因が重なり山際の地域の至る所で大規模な土石流が発生しました。

カルデラ内に降った大量の雨は、火山灰や流木・土砂とともに、各支流から一気に1級河川の黒川に流入、あらゆるところで堤防が壊れたり、越水が相次ぎ、家屋や農地を含め、甚大な浸水被害も引き起こしました。

また、九州の横軸で、熊本県と大分県を結ぶ大動脈である国道57号滝室坂では、11か所で崩落。JR豊肥本線でも一部区間でレールと枕木のみを残し、路盤部分が流出するなど、大きな被害を受け、運行できない状況となりました。

死者・行方不明者22人、住家被害1,612棟という甚大な被害が発生。避難所(最大)22ヶ所、避難者(最大)2,033人、ライフラインの被災(停電 約1,800戸、上水道施設の被災による断水)、被害は公共土木や農林畜産、商工観光業など、多岐にわたり約360億円の被害額となりました。

本市にはカルデラ内と外輪山との高低差(300m)による地形効果により大雨の降りやすい地理的環境にあるため、これまでも幾度となく大雨による被害が発生しています。

また、台風に関しては、台風が九州の西岸に接近して北上または西岸に上陸後、九州を縦断する場合に暴風や大雨による大きな災害が特に発生しやすく、特に注意が必要です。

平成3年9月に発生した台風19号(リング台風)は27日に長崎県佐世保市に上陸し、その後山口県をかすめ、中心気圧940hPaという勢力を保ったまま日本海を抜けた後、ジェット気流に乗る形で猛スピードで北上し、翌日朝に北海道に再上陸しました。最大瞬間風速は阿蘇山上で60.9m/sを記録するなど、各地に住宅被害や風倒木被害など、甚大な被害をもたらしました。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすく、台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いものの昭和20年の阿久根台風や昭和26年のルース台風のように10月に上陸することもあります。

**[参考1] 過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害(昭和以降)**

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1927. 9. 12~13(昭和2)	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953. 6. 26~28(昭和28)	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957. 7. 26(昭和32)	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972. 7. 3~6(昭和47)	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982. 7. 23~25(昭和57)	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸

1984. 6. 21～7. 1(昭和59)	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990. 6. 28～7. 3(平成2)	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7, 563戸
1991. 9. 27(平成3)	台風による水害	県下全域	死者 4人、全半壊1, 889戸、浸水 24戸
1999. 9. 23～24(平成11)	台風による水害	県下全域	死者 16人、全半壊1, 818戸、浸水 1, 925戸
2003. 7. 20(平成15)	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012. 7. 12(平成24)	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1, 462戸、浸水 582戸
2016. 6. 19～25(平成28)	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

## ② 地震災害

本市に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府・万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生しています。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされています。（平成29年1月1日現在）

平成28年4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野－白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられています。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野－白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%～0.9%でした。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野－白旗区間）沿いで長さ約6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じました。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震（平成28年4月14日）・本震（平成28年4月16日）以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で21回発生（平成29年9月30日時点）。特に、発災後15日間（2週間）において震度1以上を2,959回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多くなっており、平成31年4月現在、約4,500回の余震を記録するなど過去に類のないものでした。

平成28年熊本地震による被害は、令和2年1月現在、県内で死者272人、負傷者2,737人の人的被害と家屋の全壊8,647棟、半壊34,393棟、被害総額3.8兆円とされています。

本市では4月16日に震度6弱を記録し、公共施設・家屋等の被害が発生。人的(災害関連死20人、負傷者107人)、住家(全壊108棟、半壊861棟、一部損壊1,605棟)の被害。避難所(最大)46ヶ所以上、避難者(最大)7,605人、ライフラインの被災(停電約15,800戸、上水道施設の被災による断水)、被害は公共土木、上下水道、農林畜産や教育施設など、

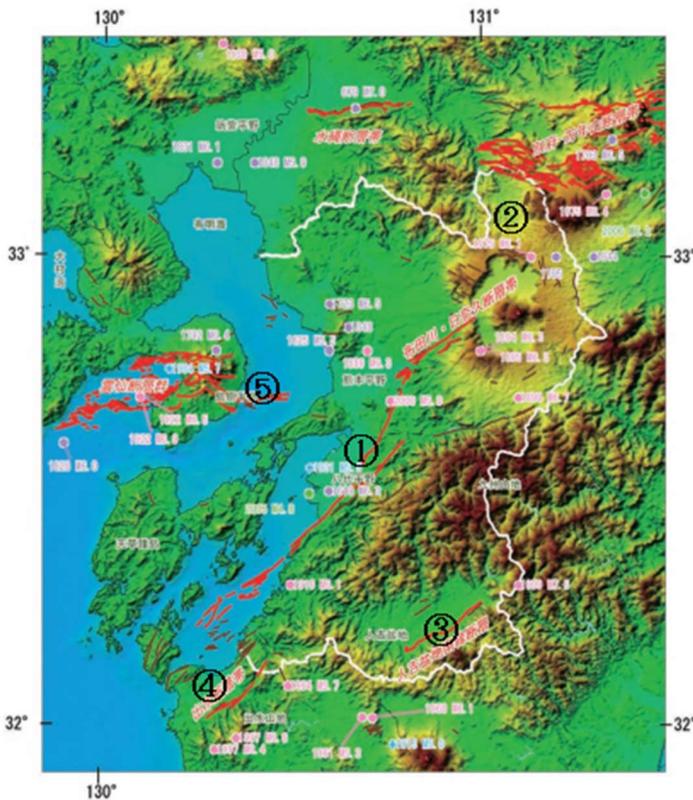
多岐にわたり、その被害額は約313億円にのぼり南海トラフも危惧されています。(令和2年1月現在)

[参考2] 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%~0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%~1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%~0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%~4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%~4%
別府・万年山断層帯 (野稲岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%~3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。  
 ※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。  
 ※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典: 主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]



[参考3] 熊本県周辺の主要活断

- ① 布田川・日奈久断層帯
- ② 別府・万年山断層帯
- ③ 人吉盆地・南縁断層
- ④ 出水断層帯
- ⑤ 雲仙断層群

阿蘇市国土強靱化計画

また、静岡県駿河湾から宮崎県日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しています。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年(1707年)の宝永地震、安政元年(1854年)の安政南海地震及び昭和21年(1946年)の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生しています。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されています。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が約89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されています。(注1、注2)。

熊本県では「南海トラフ地震対策特別措置法」(平成25年12月)に基づき、県内の10市町村(注3)が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、県内での被害想定は死者120人、建物の全壊18,900棟などの結果となっています。

(注1) (出典) 宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

(注2) (出典) 大分県地震津波被害想定調査結果

(注3) 宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

[参考6] 熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、熊本県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行っています。

(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項目 (注1)	布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値	
津波 規模	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	一人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

## ③ 阿蘇火山噴火

阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山砕屑物を噴出しています。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径1,100mの複合火口で、近年は北端の第1火口が活動しています。第1火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰(地方名「ヨナ」)を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともあります。

現在、観光地としての人気は定着していますが、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和33年(1958年)には第1火口の突然の噴火により、死者12人、負傷者28人等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル3(入山規制)の噴火等が発生しているため、十分な安全確保が必要です。

さらに、活火山である阿蘇火山の噴火に伴う降灰等による災害が、幾度も発生しています。平成28年10月8日には噴煙が高度1,200mまで上がったとされる爆発的噴火が発生(昭和55年1月26日以来、36年ぶり)。12月20日に噴火警戒レベル2へ引き下がるまで(74日間)、降灰が続き、遠くは愛媛県・香川県でも降灰が確認されています。また、本市や高森町などの5市町村、27,300戸が停電。農作物や施設園芸、宿泊キャンセルや観光客の減による観光関係影響も含め約1億6千万円という被害となりました。

## [参考4] 阿蘇山の主な噴火活動

西暦(和暦)	現象	被害状況
1816.6.12 (文化13)	噴火	噴石等を連続的に噴出 7月に噴石により1人死亡
1872.12.30 (明治5)	噴火	硫黄採掘者が数人死亡
1952.12.17~19 (昭和27)	噴火	噴石により負傷者13人
1953.4.27 (昭和28)	噴火	死者6人、負傷者90余人
1958.6.24 (昭和33)	噴火	死者12人、負傷者28人
1979.9.6 (昭和54)	噴火	死者3人、重傷2人、軽傷9人 同年11月には宮崎県、大分県、熊本市内で降灰観測
2014.11.25~27 (平成26)	噴火	火山灰が約7cm堆積
2015.9.14 (平成27)	噴火、火映現象、火炎現象	噴煙最高2000m 熊本県、大分県、宮崎県の一部の地域で降灰観測
2016.10.8 (平成28)	噴火	海拔高度11,000mまで噴煙到達 熊本県、大分県、愛媛県、香川県、岡山県で降灰観測

## [参考5] 阿蘇市災害の記録

年号	西暦	月日	災害の内容	
昭和3年	1928年	6月	豪雨	内牧町三昼夜浸水
昭和21年	1946年	6月	豪雨	内牧町395棟浸水
昭和28年	1953年	4月28日	阿蘇中岳噴火	死者6人、負傷者90人
昭和28年	1953年	6月26日	熊本大水害	阿蘇郡の被害(死者・行方不明129人、家屋全壊553棟)
昭和33年	1958年	6月24日	阿蘇中岳噴火	死者12人、負傷者28人
昭和50年	1975年	1月23日	阿蘇群発地震	マグニチュード6 震度5 負傷者21人、家屋全半壊56棟
昭和54年	1979年	9月6日	阿蘇中岳噴火	死者3人、負傷者16人
昭和55年	1980年	1月26日	阿蘇中岳噴火	阿蘇町、一の宮町に多量の降灰
昭和55年	1980年	8月	豪雨	黒川氾濫内牧中心に554棟浸水
平成2年	1990年	7月2日	7・2大水害	死者11人、負傷者12人、家屋全半壊140棟
平成3年	1991年	9月27日	台風19号	九州直撃 阿蘇山最大瞬間風速60m(風倒木被害甚大)
平成17年	2005年	2月11日	阿蘇市誕生	一の宮町・阿蘇町・波野村の3町村が合併
平成24年	2012年	7月12日	九州北部豪雨	死者21人、行方不明者1人、全壊家屋60棟、大規模半壊13棟、半壊家屋1,108棟
平成28年	2016年	4月14日 16日	平成28年熊本地震 (震源地の益城町を中心に震度7を2回記録)	本市では4月16日に震度6弱を記録 人的被害(災害関連死7人、負傷者107人)。 住家被害(全壊118棟、大規模半壊96棟、半壊・一部損壊2,362棟)。 避難所(最大)46ヶ所以上、避難者(最大)7,605人。 ライフラインの被災(停電 約15,800戸、上水道施設の被災による断水)、被害は公共土木、上下水道、農林畜産や教育施設など、多岐にわたり、その被害額は約313億円となる。
平成28年	2016年	6月18日 ~30日	平成28年梅雨前線豪雨	道路(3ヶ所)、河川(2ヶ所)災害。 被害額 1千3百万円。
平成28年	2016年	10月8日	阿蘇中岳爆発的噴火が発生 (昭和55年1月26日以来、36年ぶり)	阿蘇市や高森町などの5市町村、27,300戸が停電。 被害額約1億6千万円。 農作物や施設園芸、観光関係影響額(宿泊キャンセルや観光客の減)による

出典：S3～H24までは、九州北部豪災害記録誌から、H28は市議会全員協議会資料より引用。

### 第3章 脆弱性評価

#### 1 評価の枠組み及び手順

##### (1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とします。

##### (2) 起きてはならない最悪の事態の設定

熊本県の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されていますが、本市は地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、43の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨、大雪等の大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水や大雪等による死傷者の発生
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2	防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

阿蘇市国土強靱化計画

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の物資、ライフラインを確保し、早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）サプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-5	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-6	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
	7-2	沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

・ サプライチェーン(供給連鎖管理)・製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までを一連の連続したシステム

### (3) 評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討します。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめます。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標 (K P I)」を検討・設定します。

## 2 評価の結果

脆弱性評価結果は後段(P 6 3～)に記載しており、評価結果のポイントは以下のとおりです。

### (1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要があります。

### (2) 代替性・多重性 (リダンダンシー) の確保等が必要

本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大です。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性 (リダンダンシー) を確保するとともに、業務継続計画 (BCP) 等に基づく業務継続体制を整備する必要があります。

### (3) 国、県、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、防災関係機関等多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要があります。

また、大規模災害時は、市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び県内市町村との連携だけではなく、平時から国や近隣自治体等との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要があります。

### (4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、民間事業者、NPO及び自主防災組織等と平時から連携体制を構築しておくなど自助や共助による対応が不可欠です。

### (5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の九州北部豪雨や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要があります。

## 第4章 強靱化の推進方針

本市は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすい。また、本市には別府・万年山断層帯をはじめ複数の断層帯の影響が懸念され、今後直下型地震が発生する可能性があるとともに、東南海地震の震度予想では震度5強程度の影響を受けることが予想されています。

さらに、活火山である阿蘇山が存在し、近年も噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火等が発生しています。

このような本市における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後以下の施策を推進することとします。

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅及び宅地の耐震(耐災)化)【住環境課】

- 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、県の派遣制度における耐震診断士を活用する体制を整備する。また、住宅耐震改修に対する住民への啓発や耐震改修に係る技術者育成を進めるとともに、国や県の補助制度を積極的に活用し、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等の市営住宅を含む住宅等の耐震改修を推進します。
- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、崩落防止対策等を促進します。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進めます。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業などの国、県の補助制度を積極的に活用し、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等の市営住宅を含む住宅等の改修や新築等を推進します。

(住宅密集地における火災の拡大防止)【防災情報課・建設課・住環境課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行うなど、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進します。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団等を通じ、普及促進を図ります。

(ガス設備の耐災性の強化)【防災情報課】

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、LPガス事業者等にLPガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置(自動ガス遮断装置等)の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進します。

## 阿蘇市国土強靱化計画

### (家庭・事業所における地震対策)【防災情報課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に市民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練(シェイクアウト訓練)を実施します。

### (災害対応業務の標準化・共有化)【全課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行なうことができるよう、平成24年九州北部豪雨や熊本地震の教訓、訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行います。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図ります。

### (防災訓練の実施)【防災情報課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図ります。

### (防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行います。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築します。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報(情報マルチモニタ)、九州電力黒川第一発電所堰カメラ、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整えます。

### (過去の教訓や経験の伝承)【防災情報課・教育課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存・管理を行い、それらを活用した防災・減災教育を行います。

# 阿蘇市国土強靱化計画

1-1

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 住宅の耐震化率	47.3% (R1)	概ね解消 (R7)
	・ 耐震化補助制度(診断、設計、改修)	有 (R1)	継続 (R7)
	・ 公立学校の耐震化率	100.0% (R1)	— —
	・ 公立病院の耐震化率	100.0% (R1)	— —
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数	3,000人 (R3)	4,500人 (R7)
	・ 防災訓練の実施(火山防災訓練含む)	2回 (R1)	4回 (R7)
	・ お知らせ端末設置台数	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	・ 第2次 阿蘇市総合計画		・ 阿蘇市地域防災計画

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生						
1-1 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等			
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等 住民
・ 住宅及び宅地の耐震(耐災)化		住宅の耐震診断及び耐震改修、宅地被害の状況把握や盛土造成地の崩落防止対策、市営住宅を含む住宅等の改築や新築等を推進	○	○		○
・ 住宅密集地における火災の拡大防止		土地区画整理事業等を活用した道路・公園等の整備、災害に強く安全なまちづくり	○	○	○	
・ 住宅密集地における火災の拡大防止		感震ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器等の普及	○	○	○	○
・ ガス設備の耐災性の強化		LPガス事業者の安全装置及びガス漏れ防止策の整備等、自主保安活動の促進	○	○	○	
・ 家庭・事業所における地震対策		家具固定等の重要性についての意識啓発、地震時の安全確保訓練の実施	○	○	○	○
・ 災害対応業務の標準化・共有化		関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	○	○		
・ 防災訓練の実施		初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化	○	○		
・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達		Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施	○	○		
・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達		報道機関等との連携体制構築	○	○	○	
・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達		県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備	○	○		
・ 過去の教訓や経験の伝承		災害遺構等の適切な保存・管理等	○	○		

## (1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)【各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進します。
- 学校や保育園等において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進します。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)【福祉課・ほけん課・健康増進課・阿蘇医療センター】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進します。

## 阿蘇市国土強靱化計画

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)【防災情報課・住環境課・まちづくり課・観光課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進めます。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施します。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防署や消防団とも連携し、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図ります。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行います。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築します。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報(情報マルチモニタ)、九州電力黒川第一発電所堰カメラ、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページ、お知らせ端末などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整えます。

(過去の教訓や経験の伝承)【防災情報課・教育課】(再掲)

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存・管理を行い、それらを活用した防災・減災教育を行います。

阿蘇市国土強靱化計画

1-2

	指標	現状		目標	
	重要業績 評価指標	・ 公立学校の耐震化率(再掲)	100.0%	(R1)	—
・ 公立病院の耐震化率(再掲)		100.0%	(R1)	—	—
・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)		3,000人	(R3)	4,500人	(R7)
・ 防災訓練の実施(火山防災訓練含む)(再掲)		2回	(R1)	4回	(R6)
・ 主要管理河川の整備率		48.0%	(R1)	55.0%	(R7)
・ 道路改良延長		426.4km	(R1)	428.6km	(R7)
・ 補修済橋梁数		12橋	(R1)	41橋	(R6)
・ 舗装更新延長		2.5km	(R1)	19.4km	(R7)
・ 機能別団員数		25人	(R3)	40人	(R6)
・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率		72.4%	(R1)	概ね解消	(R7)
・ お知らせ端末設置台数(再掲)		9,100台	(R3)	9,200台	(R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>		

1-2	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止		公共建築物の非構造部材を含めた耐震化及び消防設備の維持管理		○	○		
	・ 公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止		学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び防火設備の維持管理		○	○	○	
	・ 医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止		医療施設、社会福祉施設の耐震化やスプリンクラー設置		○	○	○	
	・ 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止		不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の啓発活動や相談対応		○	○	○	
	・ 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止		消防用設備の整備及び適切な維持管理、実践的な訓練等		○	○	○	○
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHP、お知らせ端末等を活用した情報発信体制整備		○	○		
	・ 過去の教訓や経験の伝承	○	災害遺構等の適切な保存・管理等		○	○		

(1-3) 台風や集中豪雨、大雪等の大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水や大雪等による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【防災情報課・建設課】

○大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、住宅密集地を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に推進します。

○逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、市民の避難対策に活用します。想定し得る最大規模の洪水に対応できるよう県作成の浸水想定区域図によるハザードマップを作成し、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、国、県及び市町村で構成する協議会を設置し、水防災意識の向上に向けた取組みを進めます。

## 阿蘇市国土強靱化計画

### (円滑な避難のための道路整備)【建設課・農政課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進めます。

### (避難指示等の適切な発令とその周知)【防災情報課】

- 避難指示等が適切に発令されるよう、防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報(情報マルチモニタ)、等を用いて、避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進します。
- 避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進めます。

### (事前予測が可能な災害への対応)【防災情報課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図ります。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難できるよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発します。また、避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進めます。

### (防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行います。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築します。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報(情報マルチモニタ)、九州電力黒川第一発電所堰カメラ、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページ、お知らせ端末などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整えます。

### (災害対応業務の標準化・共有化)【全課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行なうことができるよう、平成24年九州北部豪雨や熊本地震の教訓、訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行います。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図ります。

阿蘇市国土強靱化計画

(防災訓練の実施)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図ります。

(道路除雪等による冬期の交通確保)【建設課・農政課】

○冬期の円滑で安心安全な交通環境の確保を図るため、道路における除雪体制及び融雪剤保管施設や凍りにくいアスファルトを敷設するなどの対策を行います。

(雪下ろし事故防止対策の推進)【防災情報課】

○安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動により、雪下ろし作業中の事故防止に努めます。

1-3

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 防災無線の整備	整備済 (R1)	デジタル化 (R4)
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R7)
	・ 防災訓練の実施(火山防災訓練含む)(再掲)	2回 (R1)	4回 (R6)
	・ 主要管理河川の整備率(再掲)	48.0% (R1)	55.0% (R7)
重要業績 評価指標	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ 機能別団員数(再掲)	25人 (R3)	40人 (R6)
	・ お知らせ端末設置台数(再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

阿蘇市国土強靱化計画

1-3	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 浸水被害の防止に向けた河川整備等		浸水被害防止のための河川整備等、ハード対策の重点実施	○	○	○		
	・ 浸水被害の防止に向けた河川整備等		雨量や河川水位等の情報収集及びハザードマップの作成等	○	○	○		
	・ 円滑な避難のための道路整備	○	道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	○	○	○		
	・ 避難指示等の適切な発令		避難指示等の適切な発令、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し		○	○		
	・ 避難指示等の適切な発令		避難情報の意味や重要性の周知・啓発		○	○		
	・ 事前予測が可能な災害への対応		関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○		
	・ 事前予測が可能な災害への対応		危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○		
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHP、お知らせ端末等を活用した情報発信体制整備		○	○		
	・ 災害対応業務の標準化・共有化	○	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
	・ 防災訓練の実施	○	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
	・ 道路除雪等による冬期の交通確保		冬期の円滑で安心安全な交通環境の確保、道路における除雪体制及び融雪剤保管施設や凍りにくいアスファルトの敷設		○	○		
	・ 雪下ろし事故防止対策の推進		様々な媒体を活用した広報活動により、雪下ろし作業中の事故防止		○	○		

(1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備) 【防災情報課・観光課】

- 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、活火山法に基づく協議会を高森町、南阿蘇村とともに設置しており、避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を促進します。
- 火山噴火時に地域住民、観光客及び登山者などが迅速に避難できるよう、国、県及び関係機関と連携して、阿蘇山火山防災マップや広域避難計画、行動計画の周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性の啓発を推進します。
- 熊本県火山防災協議会と連携し、阿蘇火山広域避難計画や阿蘇火山広域避難行動計画の周知啓発を図ります。
- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、IP告知端末、メール等、情報伝達手段の多様化を図ります。

(山地・土砂災害対策の推進) 【防災情報課・建設課・農政課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、県と連携して治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進め、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図ります。
- 土砂災害による危険から市民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する市民の安全な場所への移転を促進します。

阿蘇市国土強靱化計画

(災害対応業務の標準化・共有化)【全課】

○関係機関が連携して災害対応を円滑に行なうことができるよう、平成24年九州北部豪雨や熊本地震の教訓、訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行います。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図ります。

(防災訓練の実施)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図ります。

1-4

	指標	現状	目標
重要業績評価指標	・ 防災無線の整備(再掲)	整備済 (R1)	デジタル化 (R4)
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R7)
	・ 防災訓練の実施(火山防災訓練含む)(再掲)	2回 (R1)	4回 (R6)
	・ 主要管理河川の整備率(再掲)	48.0% (R1)	55.0% (R7)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ お知らせ端末設置台数(再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>熊本県阿蘇火山広域避難計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> <li>阿蘇市火山防災計画</li> </ul>	

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態								
1-4	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 阿蘇火山噴火事の避難体制の整備		火山防災に関する協議会設置、避難場所や避難経路、施設の整備	○	○	○	○	
	・ 阿蘇火山噴火事の避難体制の整備		阿蘇山火山防止マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性等の啓発		○	○		
	・ 阿蘇火山噴火事の避難体制の整備		防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化		○	○		
	・ 山地・土砂災害対策の推進		治山施設や保安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了等	○	○	○		
	・ 山地・土砂災害対策の推進		土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転		○	○		
	・ 災害対応業務の標準化・共有化	○	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
	・ 防災訓練の実施	○	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○	○	

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

○市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行います。

○市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を

## 阿蘇市国土強靱化計画

構築します。

- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報（情報マルチモニタ）、九州電力黒川第一発電所調整池堰カメラ、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページ、お知らせ端末などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整えます。

（避難指示等の適切な発令）【防災情報課】（再掲）

- 避難指示等が適切に発令されるよう、防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報（情報マルチモニタ）、等を用いて、避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進します。
- 避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進めます。

（通信手段の機能強化）【防災情報課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線、光ネットワーク等の通信設備の耐震化など通信体制の強靱化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図ります。

（要支援者対策の推進）【防災情報課・福祉課】

- 避難行動要支援者が確実に避難することが出来るよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進します。また、県と連携し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について支援します。

（観光客の安全確保等）【防災情報課・観光課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を推進します。

（外国人に対する情報提供の配慮）【防災情報課・内牧支所・波野支所・市民課・観光課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等、わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、スマートフォンの通訳アプリ等の活用を促進します。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【防災情報課】

- 大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防

阿蘇市国土強靱化計画

災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図ります。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保します。
- 防災・減災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守ることができるような主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築します。

(事前予測が可能な災害への対応) 【防災情報課】 (再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図ります。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難することができるよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発します。また、避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難するよう、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進めます。

1-5

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 自主防災組織率	96.6% (R1)	100% (R6)
	・ 避難行動要支援者に対する避難支援計画(個別計画)策定	13.4% (R1)	20% (R6)
	・ コミュニティ・スクール数	8校 (R1)	整備済 -
	・ 防災無線の整備(再掲)	整備済 (R1)	デジタル化 (R4)
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R6)
	・ 防災訓練の実施(火山防災訓練含む)(再掲)	2回 (R1)	4回 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ 機能別団員数(再掲)	25人 (R3)	40人 (R6)
	・ お知らせ端末設置台数 (再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市教育方針</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

阿蘇市国土強靱化計画

1-5	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
	・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHP、お知らせ端末等を活用した情報発信体制整備		○	○		
	・ 避難指示等の適切な発令	○	避難指示等の適切な発令、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し		○	○		
	・ 避難指示等の適切な発令	○	避難情報の意味や重要性の周知・啓発		○	○		
	・ 通信手段の機能強化		通信体制の強化、非常用電源の整備、電力や燃料の供給に関する協定締結等、通信手段の多様化		○	○	○	
	・ 要支援者対策の推進		避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定及び見直しの推進並びに要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施についての支援		○	○	○	
	・ 観光客の安全確保等		観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施		○	○	○	
	・ 外国人に対する情報提供の配慮		外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等		○	○	○	
	・ 情報伝達体制の整備と地域の共助		自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成等		○	○	○	○
	・ 学校の災害対応の機能向上		学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
	・ 学校の災害対応の機能向上		児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
	・ 事前予測が可能な災害への対応	○	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○		
	・ 事前予測が可能な災害への対応	○	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○		

**2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）**

**（2-1）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**（家庭や事業所における備蓄の推進）【防災情報課】**

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を推進します。

**（備蓄の推進）【防災情報課】**

- 大規模災害時、多数の被災者に食料等の物資供給を迅速に行えるよう、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保します。

**（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【防災情報課・まちづくり課・農政課】**

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体（JA等）と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制を構築します。

**（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【防災情報課・福祉課・観光課】**

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化します。

阿蘇市国土強靱化計画

(水道施設の耐震化等)【上下水道課・企画財政課】

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、長期的視野に立った計画的な資産管理等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備などを働きかけ、水道施設の耐震化に努めます。

(医薬品・医療機器等の確保対策)【健康増進課・阿蘇医療センター】

○大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、阿蘇郡市医師会などと緊急供給体制の整備など、被災者救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保します。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○市内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を図ります。

2-1

重要業績評価指標	指標	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄物資(飲料水・食料等)</li> <li>・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)</li> <li>・ 道路改良延長(再掲)</li> <li>・ 補修済橋梁数(再掲)</li> <li>・ 舗装更新延長(再掲)</li> <li>・ お知らせ端末設置台数(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>600食 (R1)</li> <li>3,000人 (R3)</li> <li>426.4km (R1)</li> <li>12橋 (R1)</li> <li>2.5km (R1)</li> <li>9,100台 (R3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3,000食 (R6)</li> <li>4,500人 (R6)</li> <li>428.6km (R7)</li> <li>41橋 (R6)</li> <li>19.4km (R7)</li> <li>9,200台 (R7)</li> </ul>
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止							
2-1 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 家庭や事業所における備蓄の促進		啓発を通じた住民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進		○	○	○	○
・ 備蓄の推進		食料や飲料水の備蓄量確保		○	○		
・ 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備		民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施		○	○	○	
・ 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備		物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	○	○	○	○	
・ 水道施設の耐震化等		水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化		○	○		
・ 医薬品・医療機器等の確保対策		備蓄品目の適正な保管管理、供給体制確保等		○	○	○	
・ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化緊急輸送、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し)【防災情報課・福祉課・教育課】

○多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図ります。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)【防災情報課・市民課・住環境課・教育課】

○大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、市が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、各種トイレ等の整備を進めるとともに、情報収集としてのテレビ等を設置します。

(指定避難所等の周知徹底)【防災情報課・福祉課】

○避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図ります。

(避難所運営体制の構築)【防災情報課・福祉課・教育課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを推進します。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図ります。

(避難所等の保健衛生・健康管理対策)【市民課・福祉課・健康増進課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒防止ガイドライン(仮称)を策定し、その周知を図ります。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者等の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備します。

(福祉避難所の円滑な運営)【福祉課】

○大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を実施し、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について周知を図ります。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【防災情報課】

○大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備します。

(エコノミークラス症候群の予防)【防災情報課・健康増進課】

○避難の長期化に伴うエコノミークラス症候群の発症を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進

阿蘇市国土強靱化計画

めるとともに、加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行います。

(災害時の活動拠点等の整備)【防災情報課・まちづくり課】

○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進めます。

2-2

重要業績 評価指標	指標	現状		目標		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校の耐震化率(再掲)</li> <li>公立病院の耐震化率(再掲)</li> <li>阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)</li> <li>防災訓練の実施(火山防災訓練含む)(再掲)</li> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>お知らせ端末設置台数(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100.0% (R1)</li> <li>100.0% (R1)</li> <li>3,000人 (R3)</li> <li>2回 (R1)</li> <li>426.4km (R1)</li> <li>2.5km (R1)</li> <li>12橋 (R1)</li> <li>9,100台 (R3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(R1)</li> <li>(R1)</li> <li>(R3)</li> <li>(R1)</li> <li>(R1)</li> <li>(R1)</li> <li>(R1)</li> <li>(R3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>—</li> <li>4,500人 (R6)</li> <li>4回 (R7)</li> <li>428.6km (R7)</li> <li>19.4km (R7)</li> <li>41橋 (R6)</li> <li>9,200台 (R7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>—</li> <li>(R6)</li> <li>(R7)</li> <li>(R7)</li> <li>(R7)</li> <li>(R6)</li> <li>(R7)</li> </ul>	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>				

2-2 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
指定避難所等の見直し		福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直し		○	○	○	
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化		指定避難所の耐震化、各種トイレの整備等		○	○		
指定避難所等の周知徹底		指定避難場所や福祉避難所の場所・制度等についての周知徹底		○	○		
避難所運営体制の構築		避難所運営マニュアルの作成や、研修・訓練等の取組み支援		○	○	○	
避難所運営体制の構築		公共施設等における施設の安全性の確認方法及び被災者の避難を想定した対応体制の整備		○	○	○	
避難所等の保健衛生・健康対策		災害時における感染症・食中毒ガイドライン(仮称)策定、専門職員の養成		○	○		
避難所等の保健衛生・健康対策		高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○	
福祉避難所の円滑な運営		福祉避難所運営に関するマニュアル作成や、研修・訓練等の取組み支援、福祉避難所制度の広報		○	○	○	
熊本DCATの体制整備		熊本DCATの災害時の体制整備、研修や実践訓練		○	○	○	
指定避難所以外の被災者の把握体制		指定避難所以外の避難所や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備		○	○	○	
エコノミークラス症候群の予防		エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○	○		
災害時の活動拠点等の整備		道の駅の防災機能強化に向けた整備	○	○	○		

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み)【全課】

○支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や関係機関等と連携し、孤立集落発生時における対応手順や情報伝達体制を構築するとともに、市民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防へりを活用した防災訓練等に取り組みます。

(防災消防及び警察・自衛隊等への活用)【防災情報課】

○へりによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防及び熊本県警察・自衛

阿蘇市国土強靱化計画

隊等のへりとの連携を強化し孤立住民の救援の円滑化を図ります。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)【建設課・農政課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、市内各地域や集落間を結ぶ道路(農道・林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には市道、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の啓開を図ります。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【各施設所管課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図ります。

(自主防災組織の活動の強化)【総務課・防災情報課・福祉課】

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通して、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進します。

(地域コミュニティの維持)【総務課・防災情報課・福祉課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、自主防災組織や地域コミュニティの維持等の取組みについて支援します。

(山地・土砂災害対策の推進)【建設課・農政課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県が行う治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備に協力することで、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めます。

2-3

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 自主防災組織率(再掲)	96.6% (R1)	100% (R6)
	・ 防災無線の整備(再掲)	整備済 (R1)	- -
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ 機能別団員数(再掲)	25人 (R3)	40人 (R6)
	・ お知らせ端末設置台数(再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

阿蘇市国土強靱化計画

2-3	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 孤立集落に対する県と連携した取組み		孤立集落発生時の対応手順の確立、情報伝達体制構築等		○	○	○	
	・ 防災消防及び警察ヘリコプターの応援協定等活用		県との相互応援協定等による連携強化、通信体制の充実		○	○		
	・ 孤立集落の発生防止に向けた道路整備		県内各地域や集落間を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化	○	○	○		
	・ 防災拠点等への再エネ設備等の導入		防災拠点等への再エネ設備等の導入自立・分散型エネルギーの導入		○	○		
	・ 自主防災組織の活動の強化		自主防災組織と市町村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等		○	○	○	
	・ 地域コミュニティの維持		地域の互助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○
	・ 山地・土砂災害対策の推進		治山施設や保安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了等	○	○	○		

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルート  
の途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化)【防災情報課】

○大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組みます。

(消防の災害対処能力の強化)【防災情報課】

○大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施します。

(県内消防応援隊の活用)【防災情報課】

○被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進します。

(自衛隊、消防の応援部隊の受入体制の整備)【防災情報課】

○多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組みます。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全課】

○関係機関が連携して災害対応を円滑に行なうことができるよう、平成24年九州北部豪雨や熊本地震の教訓、訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行います。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図ります。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【防災情報課】

○地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に

阿蘇市国土強靱化計画

対する企業等の理解を深める活動を推進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、補助事業や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進します。

(自主防災組織の活動の強化)【総務課・防災情報課・福祉課】(再掲)

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置することができるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進します。
- 地区防災計画の作成の推進及び防災士の育成支援等を行い、自主防災組織活動の活発化を図り、自助、共助の体制を強化する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

- 市内における災害時の救助・救急ルートを確認するため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を図ります。

(緊急交通路の確保)【防災情報課・建設課】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに国道や主要地方道等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化します。

2-4

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 自主防災組織率(再掲)	96.6% (R1)	100% (R6)
	・ 防災無線の整備(再掲)	整備済 (R1)	- -
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
重要業績 評価指標	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

阿蘇市国土強靱化計画

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺		取組主体・関係機関等						
2-4 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	国 県 市				・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
			国	県	市			
・ 消防施設の耐災性の強化		消防施設の耐震化、非常用電源設備の整備促進等		○	○			
・ 消防の災害対処能力の強化		人員確保及び資機材等の充実、実践的訓練の反復実施		○	○			
・ 県内消防応援隊の活用		県内消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり		○	○			
・ 自衛隊、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備		県外からの応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等		○	○			
・ 自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備		応援部隊受入のため、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○			
・ 災害対応業務の標準化・共有化	○	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○			
・ 消防団における人員、資機材の整備促進		消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○		
・ 消防団における人員、資機材の整備促進		消防団の資機材の整備促進	○	○	○			
・ 自主防災組織の活動の強化	○	自主防災組織と消防団等との連携等		○	○	○		
・ 救助・救急ルートの確保に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○		
・ 緊急交通路の確保		平時からの交通管理者と道路管理者の連携体制強化	○	○	○	○		

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料の供給)【防災情報課】

○市外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、熊本県石油商業組合との協定等による供給体制の整備を図ります。

(エネルギー供給に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○市内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

2-5

重要業績 評価指標	指標	現状		目標	
	・ 災害時応援協定締結の推進		47団体	(R1)	70団体
・ 道路改良延長(再掲)		426.4km	(R1)	428.6km	(R7)
・ 補修済橋梁数(再掲)		12橋	(R1)	41橋	(R6)
・ 舗装更新延長(再掲)		2.5km	(R1)	19.4km	(R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>			

2-5 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等					
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民	
・ 活動に必要な燃料の供給		石油小売会社等との協定等による供給体制の整備、国の補助等活用した燃料補給車の整備		○	○	○		
・ エネルギー供給に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○		

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【防災情報課】

○災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、熊本県石油商業組合やコンビニエンスストア・量販店等の民間事業者との協定の締結を図ります。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【防災情報課・企画財政課】

○運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進します。

2-6

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ お知らせ端末設置台数(再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

2-6	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 災害時の帰宅困難者の支援体制の整備		帰宅困難者への飲料水やトイレ、道路情報の提供に係る民間との協定締結		○	○	○	
	・ 公共交通機関に係る情報体制の整備		交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化		○	○	○	

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療施設の耐震化等) 【阿蘇医療センター】

○大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進します。

(BCP等の作成) 【阿蘇医療センター】

○大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応マニュアルを整備します。

(実働機関のへりの活用) 【防災情報課】

○大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のへりが機動的かつ継続的に活動できるようにするためのへりポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備します。

阿蘇市国土強靱化計画

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○市内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。また、緊急輸送道路における無電柱化を進めます。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

2-7

重要業績 評価指標	指標	現状	目標	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立病院の耐震化率(再掲)</li> <li>自主防災組織率(再掲)</li> <li>防災無線の整備(再掲)</li> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> <li>機能別団員数(再掲)</li> </ul>	100.0% (R1) 96.6% (R1) 整備済 (R1) 426.4km (R1) 12橋 (R1) 2.5km (R1) 25人 (R3)	- 100% (R6) - 428.6km (R7) 41橋 (R6) 19.4km (R7) 40人 (R6)	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>			

2-7 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 実働機関のヘリコプターの活用		病院のヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制整備		○	○		
・ 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

(2-8) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)【市民課・健康増進課・住環境課】

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう防疫対策に取り組みます。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【市民課・福祉課・健康増進課】(再掲)

○避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン(仮称)を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組みます。  
 ○避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備します。

(エコノミークラス症候群の予防)【防災情報課・健康増進課】

○避難の長期化に伴うエコノミークラス症候群の発症を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進

めるとともに、加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行います。

(生活用水の確保)【防災情報課・住環境課・教育課・上下水道課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、井戸所有者等に対し井戸の位置や使用の可否について確認し、災害時の利用の有無について協議を図ります。また、湧水（地下水）等についても、利用の是非等について関係者等と協議を図ります。
- 学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進します。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行います。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図ります。

(下水道BCPの充実)【上下水道課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えます。

2-8

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
	・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹/風疹ワクチンの接種率	75.9% (R1)	95.0% (R6)

2-8 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 感染症の発生・まん延防止		平時からの予防接種促進等		○	○		
・ 避難所等の保健衛生・健康対策	○	災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）策定、専門職員の養成		○	○		
・ 避難所等の保健衛生・健康対策	○	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○	
・ エコノミークラス症候群の予防	○	エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○	○		
・ 生活用水の確保		生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
・ 生活用水の確保		家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○
・ 生活用水の確保		事業所等における協定締結等の促進		○	○	○	
・ 下水道BCPの充実		外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による下水道BCPの充実		○	○	○	

**3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する**

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進めます。
- 災害対策本部として使用する庁舎は、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の

## 阿蘇市国土強靱化計画

整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進めます。

- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点としても使用できるよう、代替施設(一の宮中学校体育館・一の宮小学校体育館・中通体育館・内牧支所・阿蘇市体育館(第一))を確保します。

(業務継続可能な体制及び受援体制の整備)【防災情報課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を図ります。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や市地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進めます。
- 災害等によるネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進めます。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)【教育課】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画(BCP)の策定を促進します。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【防災情報課・教育課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、各種の災害対応業務マニュアルを整備します。

(自治体間の応援体制の構築)【総務課・防災情報課】

- 自治体等の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進します。

(応援部隊の受入体制の整備)【総務課・防災情報課】

- 大規模災害時、市外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進めます。

(防災訓練の実施)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図ります。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【防災情報課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応

阿蘇市国土強靱化計画

訓練の実施等により、対応能力の向上を図ります。

3-1

重要業績評価指標	指標	現状	目標
重要業績評価指標	・ 防災拠点施設である庁舎等の耐震化率	100.0% (R1)	整備済 -
	・ BCP策定(市)	策定済 (R1)	- -
重要業績評価指標	・ 公立学校の耐震化率(再掲)	100.0% (R1)	- -
	・ 公立病院の耐震化率(再掲)	100.0% (R1)	- -
	・ 防災訓練の実施(火山防災訓練含む)(再掲)	2回 (R1)	4回 (R7)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲)	72.4% (R1)	概ね解消 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

3-1 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 防災拠点施設等の耐災性の強化		庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等		○	○		
・ 防災拠点施設等の耐災性の強化		庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等		○	○	○	
・ 防災拠点施設等の耐災性の強化		応急対策や救助活動の拠点となる施設の事前確保		○	○		
・ 業務継続可能な体制の整備		庁内BCPの高度化、		○	○		
・ 業務継続可能な体制の整備		受援計画の策定、市地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し		○	○		
・ 業務継続可能な体制の整備		ネットワークの停止やデータ消失等を防ぐための通信回線の二重化、情報端末の代替機器の確保等		○	○		
・ 学校における業務のスリム化とBCPの策定		災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ定めておくBCPの策定等		○	○		
・ 発災直後の職員参集及び対応体制の整備		発災直後の職員等の安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等		○	○		
・ 自治体間の応援体制の構築		市町村相互の応援協定の締結、受援計画の策定		○	○		
・ 町外からの応援部隊の受入体制の整備		応援側と受援側の役割分担のルール化		○	○		
・ 防災訓練の実施	○	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
・ 職員の安全確保に関する意識啓発		災害時初動対応訓練等による職員の対応能力の向上		○	○		

(3-2) 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化)【各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進めます。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進めます。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点としても使用できるよう、代替施設(一の

## 阿蘇市国土強靱化計画

宮中学校体育館・一の宮小学校体育館・中通体育館・内牧支所・阿蘇市体育館(第一))を確保します。

3-2	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 防災拠点となる施設の耐災性の強化		庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等		○	○		
	・ 防災拠点となる施設の耐災性の強化		庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等		○	○	○	
	・ 防災拠点となる施設の耐災性の強化		応急対策や救助活動の拠点となる施設の事前確保		○	○		

### 3-2

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
		・ 防災拠点施設である庁舎等の耐震化率(再掲)	100.0% (R1)
	・ 公立学校の耐震化率(再掲)	100.0% (R1)	- -
	・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲)	72.4% (R1)	概ね解消 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### (4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)【防災情報課・内牧支所・波野支所・企画財政課】

○大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について72時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進します。

(通信手段の機能強化)【防災情報課】

○大規模災害時、防災関係機関との通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図ります。

○災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進します。

○国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図ります。

○東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図ります。

阿蘇市国土強靱化計画

4-1

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 防災無線の整備(再掲)	整備済 (R1)	- -
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R6)
	・ 災害時応援協定締結の推進(再掲)	47団体 (R1)	70団体 (R6)
	・ お知らせ端末設置台数 (再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

4-1	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 防災拠点施設の非常用電源の整備の推進		防災拠点施設の非常用電源の整備、災害時の電力や燃料等の確保に関する協定締結等		○	○	○	
	・ 通信手段の機能強化		防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等		○	○	○	
	・ 通信手段の機能強化		衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備		○	○		
	・ 通信手段の機能強化		国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連携体制の構築	○	○	○	○	
	・ 通信手段の機能強化		関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保		○	○		
	・ 消防の通信基盤等の強化		通信指令システムの耐災性の強化、統合型地理情報システム(GIS)の研究開発	○	○	○		

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○災害時の郵便事業の停止を防止するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。

4-2

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

4-2	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 郵便事業の継続に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化	○	○	○	○	

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

○市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市

阿蘇市国土強靱化計画

が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行います。

- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築します。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、気象庁の防災情報、国土交通省の川の防災情報(情報マルチモニタ)、九州電力黒川第一発電所堰カメラ、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページ、お知らせ端末などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整えます。

（通信手段の機能強化）【防災情報課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線、光ネットワーク等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図ります。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進します。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図ります。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、熊本県石油商業組合等との協定等による供給体制を整備し、使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図ります。

4-3

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	光ネットワーク、お知らせ端末の整備	整備済 (R1)	整備・機器更新 (R7)
	・ 防災無線の整備(再掲)	整備済 (R1)	デジタル化 (R4)
	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ お知らせ端末設置台数 (再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

阿蘇市国土強靱化計画

4-3 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
・ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	○	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHP、お知らせ端末などを活用した情報発信体制整備		○	○		
・ 通信手段の機能強化	○	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等		○	○	○	
・ 通信手段の機能強化	○	通信手段の機能強化、衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備		○	○		
・ 通信手段の機能強化	○	国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連携体制の構築	○	○	○	○	
・ 通信手段の機能強化	○	関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保		○	○		

**5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない**  
 ・サプライチェーン(供給連鎖管理)・製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までを一連の連続したシステム  
 (5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)【防災情報課・まちづくり課・農政課】

○大規模災害後、事業者が事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援します。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○市内における災害時のサプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下による競争力低下を防ぐため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)【防災情報課】

○大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、インターネット等を活用した道路情報発信体制の整備を進めます。

5-1

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 阿蘇安全安心メールの登録者数(再掲)	3,000人 (R3)	4,500人 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ お知らせ端末設置台数(再掲)	9,100台 (R3)	9,200台 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

阿蘇市国土強靱化計画

5-1 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 事業者におけるBCP策定促進		市内事業者BCP策定の促進、実効性の高い産業別BCPの策定の支援		○	○	○	
・ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	○	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
・ 道路情報の迅速かつ正確な提供		道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化、インターネット等を活用した情報発信体制の整備	○	○	○		

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課・農政課】

○市内における災害時の経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの確保のため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。併せて、エネルギー供給ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

5-2

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> </ul>		426.4km (R1) 12橋 (R1) 2.5km (R1)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

5-2 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ エネルギー供給に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農政課】

○地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行います。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農政課】

○大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行います。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農政課】

○大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進します。

阿蘇市国土強靱化計画

(農業施設及び農産物の降灰除去対策)【農政課】

○火山灰の降灰除去に必要な設備や資機材(ブローア、洗浄機等)等の確保を図ります。

(畜産業施設等の保全)【農政課】

○地震や豪雨等に伴う畜産業施設の被害の防止又は軽減を図るため、施設の計画的な整備、適切な維持管理を行います。また、放牧地等の被災による代替地確保の検討も必要です。

(降灰対策の推進)【全課】

○降灰による住民生活への影響を最小限に抑えるため、健康被害防止対策や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化します。

(共済加入の促進)【農政課】

○大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進します。

5-3

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業共済加入率(園芸施設共済)</li> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>75.3% (R1)</li> <li>426.4km (R1)</li> <li>12橋 (R1)</li> <li>2.5km (R1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>82.0% (R6)</li> <li>428.6km (R7)</li> <li>41橋 (R6)</li> <li>19.4km (R7)</li> </ul>
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>熊本県阿蘇火山広域避難計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> <li>阿蘇市火山防災計画</li> </ul>	

5-3 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 農地・農業用施設の保全		農地・農業用施設の整備、維持管理	○	○	○	○	
・ 災害時の集出荷体制の構築		広域的な選果機能等を代替・利用する体制構築に向けた取組みの支援、農林道の整備及び維持管理		○	○	○	
・ 農業施設の耐候性等の強化		耐候性強化型ハウスの導入の促進		○	○	○	
・ 共済加入の促進		農業共済加入の促進		○	○	○	

(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○市内における災害時の基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。併せて、交通ネットワークの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

阿蘇市国土強靱化計画

5-4

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

5-4	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 交通ネットワークの確保に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

(5-5) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるBCP策定促進)【防災情報課・まちづくり課・農政課】(再掲)

○大規模災害後、事業者が事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援します。

5-5

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>
------	----------------------------------------------------------------------------------

5-5	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 事業者におけるBCP策定促進	○	市内事業者BCP策定の促進、実効性の高い産業別BCPの策定の支援		○	○	○	

(5-6) 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【防災情報課・まちづくり課・農政課】(再掲)

○大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体(JA等)と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化します。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【防災情報課・福祉課・観光課】(再掲)

○大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化します。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要

阿蘇市国土強靱化計画

な食料・飲料水・生活用品等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進します。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・農政課】

○市内における災害時の食料等の供給の停滞を防ぐため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

（災害時の活動拠点等の整備）【防災情報課・まちづくり課】（再掲）

○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進めます。

5-6

	指標	現状	目標
重要業績評価指標	・ 備蓄物資(飲料水・食料等)(再掲)	600食 (R1)	3,000食 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

5-6	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	○	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施		○	○	○	
	・ 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	○	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	○	○	○		
	・ 家庭や事業所における備蓄の促進	○	啓発を通じた市民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進		○	○	○	○
	・ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	○	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
	・ 災害時の活動拠点等の整備	○	道の駅の防災機能強化に向けた整備	○	○	○		

**6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の物資、ライフラインを確保し、早期復旧を図る**

（6-1）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やサプライチェーンの機能の停止  
 ・ サプライチェーン(供給連鎖管理)・製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までを一連の連続したシステム

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【防災情報課】

○大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図ります。

## 阿蘇市国土強靱化計画

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【各施設所管課】(再掲)

○大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図ります。

6-1

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 再生可能エネルギー導入量	12施設 (R1)	6施設 (R2)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

6-1	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化		電力事業者と平時からの連携強化		○	○	○	
	・ 防災拠点等への再エネ設備等の導入	○	自立・分散型エネルギーの導入		○	○		

### (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等)【上下水道課・企画財政課】(再掲)

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、長期的視野に立った計画的な資産管理等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等などを働きかけ、水道施設の耐震化に努めます。

(応急給水体制の整備)【上下水道課・企画財政課】

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組みます。

(生活用水の確保)【防災情報課・住環境課・教育課・上下水道課】(再掲)

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、井戸所有者等に対し井戸の位置や使用の可否について確認し、災害時の利用の有無について協議を図ります。また、湧水(地下水)等についても、利用の是非等について関係者等と協議を図ります。

○学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進します。

○各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行います。

○事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図ります。

阿蘇市国土強靱化計画

(上水道BCPの策定)【上下水道課・企画財政課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを支援します。

6-2

重要業績評価指標	指標	現状	目標
	・ 水道施設(基幹管路)耐震率	82.0% (R1)	85.0% (R6)
関連計画	・ 第2次 阿蘇市総合計画 ・ 阿蘇市地域防災計画		

6-2 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 水道施設の耐震化等	○	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化促進		○	○		
・ 応急給水体制の整備		連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○		
・ 生活用水の確保	○	生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
・ 生活用水の確保	○	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○
・ 上水道BCPの策定		上水道BCP策定の推進		○	○		

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震・耐水化等)【上下水道課】

- 大規模災害時において、汚水処理機能の一定の機能を確保し、かつ長期停止を防ぐため、公共下水道施設の耐震化及び耐水化を推進するとともに、汚水処理施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、ストックマネジメント計画等に基づき、計画的な整備や維持管理・更新を進めます。

(浄化槽の整備等)【住環境課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。

(下水道BCPの充実)【上下水道課】(再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えます。

6-3

重要業績評価指標	指標	現状	目標
	・ 合併浄化槽の普及率(合併浄化槽設置対象人口割合)	39.29% (R2)	41.0% (R6)
関連計画	・ 第2次 阿蘇市総合計画 ・ 阿蘇市下水道事業BCP計画 ・ 阿蘇市地域防災計画		

阿蘇市国土強靱化計画

6-3	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 下水道施設等の耐震化・耐水化等		下水道施設の耐震化・耐水化等、計画的な維持修繕・改築等		○	○		
	・ 下水道施設等の耐震化・耐水化等		被災していない下水処理場等での仮設トイレのし尿の受入れ体制整備		○	○	○	
	・ 浄化槽の整備等		合併浄化槽への転換、災害時の浄化槽の被害等調査及び早期復旧を行う体制構築		○	○	○	○
	・ 下水道BCPの充実	○	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備		○	○	○	

(6-4) 廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

(廃棄物処理施設等の耐震等)【市民課】

○大規模災害時の廃棄物処理機能の長期停止を防止するため、阿蘇広域行政事務組合所有の廃棄物処理施設の耐震化等を構成市町村で協議を行い、早期に実現させるとともに、計画的な維持修繕・改築を進めます。

(応急体制の整備)【市民課】

○大規模災害時に、被災した廃棄物処理の代替機能を有する施設提供に係る協定締結等を進めます。

6-4

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
		・ 災害時応援協定締結の推進(再掲)	47団体 (R1)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
	・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲)	72.4% (R1)	概ね解消 (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市廃棄物処理計画</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

6-4	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 廃棄物処理施設の耐震等	○	廃棄物処理施設の耐震化の促進及び機能停止時の代替策を実施体制整備		○	○		
	・ 廃棄物処理施設の整備等		廃棄物処理施設の代替機能を有する施設提供に係る協定締結等の促進		○	○		

(6-5) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【防災情報課・企画財政課】(再掲)

○運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進します。

阿蘇市国土強靱化計画

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を図ります。

また、緊急輸送道路における無電柱化に努めるとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

6-5

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> </ul>	426.4km (R1) 12橋 (R1) 2.5km (R1)	428.6km (R7) 41橋 (R6) 19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

6-5 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・公共交通機関に係る情報体制の整備	○	交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化		○	○	○	
・地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

(6-6) 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備)【上下水道課・企画財政課】(再掲)

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組みます。

(生活用水の確保)【防災情報課・住環境課・教育課・上下水道課】(再掲)

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、井戸所有者等に対し井戸の位置や使用の可否について確認し、災害時の利用の有無について協議を図ります。また、湧水(地下水)等についても、利用の是非等について関係者等と協議を図ります。

○学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進します。

○各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行います。

○事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図ります。

6-6

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>
------	---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

## 阿蘇市国土強靱化計画

6-6 異常洪水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶							
6-6 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 応急給水体制の整備	○	連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○		
・ 生活用水の確保	○	生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
・ 生活用水の確保	○	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### (7-1) 住宅密集地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)【防災情報課・建設課】(再掲)

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行うなど、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進します。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団等を通じ、普及促進を図ります。

(消防の災害対処能力の強化)【防災情報課】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施します。

(県内消防応援隊の活用)【防災情報課】(再掲)

- 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進します。

(自衛隊、消防等の応援部隊の受入体制の整備)【防災情報課】(再掲)

- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組めます。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【防災情報課】(再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県の補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進するとともに、市で所有する資器材等との情報共有を図ります。

7-1

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災無線の整備(再掲)</li> <li>・ 道路改良延長(再掲)</li> </ul>	整備済 (R1) 426.4km (R1)	- - 428.6km (R7)
重要業績 評価指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補修済橋梁数(再掲)</li> <li>・ 舗装更新延長(再掲)</li> <li>・ 機能別団員数(再掲)</li> </ul>	12橋 (R1) 2.5km (R1) 25人 (R3)	41橋 (R6) 19.4km (R7) 40人 (R6)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

7-1	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 住宅密集地における火災の拡大防止	○	土地区画整理事業等を活用した道路・公園等の整備、災害に強く安全なまちづくり		○	○		
	・ 住宅密集地における火災の拡大	○	感震ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器等の普及		○	○	○	○
	・ 消防の災害対処能力の強化		消防人員の確保及び救助用資機材の整備・充実等	○	○	○		
	・ 県内消防応援隊の活用	○	県内消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり		○	○		
	・ 自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	○	県外からの応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等		○	○		
	・ 自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	○	警察及び消防における受援体制の整備・強化		○	○		
	・ 自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	○	応援部隊受入のため、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
	・ 消防団における人員、資機材の整備促進	○	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
	・ 消防団における人員、資機材の整備促進	○	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		

(7-2) 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)【住環境課】

○大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進めます。

(被災建築物等の迅速な把握)【住環境課・税務課・まちづくり課】

○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成します。

阿蘇市国土強靱化計画

7-2

重要業績 評価指標	指標	現状		目標	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震化率(再掲)</li> <li>耐震化補助制度(診断、設計、改修)(再掲)</li> <li>公立学校の耐震化率(再掲)</li> <li>公立病院の耐震化率(再掲)</li> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> <li>多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲)</li> </ul>	47.3%	(R1)	概ね解消	(R7)
		有	(R1)	継続	(R7)
		100.0%	(R1)	—	—
		100.0%	(R1)	—	—
		426.4km	(R1)	428.6km	(R7)
		12橋	(R1)	41橋	(R6)
		2.5km	(R1)	19.4km	(R7)
		72.4%	(R1)	概ね解消	(R7)

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

7-2	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	沿道建築物の耐震化、通行空間の確保		緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修、無電柱化等	○	○	○	○	○
	被災建築物等の迅速な把握		応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○	

(7-3) ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池、砂防施設の維持管理・更新)【建設課・農政課】

○大規模災害時のため池、砂防施設の損壊等による二次災害により、下流域で人的被害が拡大するおそれがあるため、施設等の安全性の確保を図ります。

(道路防災施設の維持管理・更新)【建設課・農政課】

○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行います。

7-3

重要業績 評価指標	指標	現状		目標	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路改良延長(再掲)</li> <li>補修済橋梁数(再掲)</li> <li>舗装更新延長(再掲)</li> </ul>	426.4km	(R1)	428.6km	(R7)
		12橋	(R1)	41橋	(R6)
		2.5km	(R1)	19.4km	(R7)

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> </ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

阿蘇市国土強靱化計画

7-3	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ ため池、砂防施設の維持管理・更新		長寿命化計画の策定による効果的・効率的な維持管理及び設備更新等	○	○	○		
	・ 道路防災施設の維持管理・更新		維持管理計画の策定による効果的・効率的な維持管理、機能強化及び設備更新等	○	○	○		

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(アスベスト・PCB対策)【各施設所管課】

○被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による周辺へのアスベストの飛散やPCB含有機器からの拡散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物やPCB含有機器の設置してある建築物のリストをあらかじめ整備するとともに、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進します。

(NBC災害に対応する資機材の整備)【防災情報課】

○大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、消防において核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)に対応する資機材の整備を進めます。

7-4

関連計画	・ 第2次 阿蘇市総合計画	・ 阿蘇市地域防災計画
------	---------------	-------------

7-4	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ アスベスト対策		アスベスト建材使用の可能性の高い建築物リストの整備、防じんマスクの備蓄		○	○	○	
	・ NBC災害に対応する資機材の整備		消防における化学物質等によるNBC災害に対応する資機材の整備	○	○	○		

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)【農政課・農業委員会事務局】

○農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させます。

(鳥獣被害対策の推進)【農政課】

○農地の鳥獣被害や森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害防止対策」を進めます。

阿蘇市国土強靱化計画

(適切な森林整備の推進)【農政課】

○台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、森林環境譲与税等を活用した人材育成、担い手の確保、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進します。

(中山間地域の振興)【農政課】

○多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援します。

7-5

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ 日本型直接支払の取組面積(実面積)	14.0ha (R1)	14.0ha (R6)
	・ 間伐面積	966.3ha (R1)	1,800.0ha (R6)
	・ 耕作放棄地の面積	32.3ha (R1)	25.0ha (R6)

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>阿蘇市地域防災計画</li> <li>阿蘇市森林整備計画</li> </ul>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

7-5	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 農業生産基盤の整備及び保全管理		農業生産基盤の整備及び保全管理による農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮	○	○	○	○	
	・ 鳥獣被害対策の推進		地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進		○	○		○
	・ 適切な森林整備の推進		伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備		○	○		
	・ 中山間地域の振興		中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダー育成等		○	○	○	○

(7-6) 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(共済加入の促進)【農政課】(再掲)

○大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進します。

(農業施設の耐候性等の強化)【農政課】(再掲)

○大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進します。

(農業施設及び農産物の降灰除去対策)【農政課】(再掲)

○火山灰の降灰除去に必要な設備や資機材(ブロアー、洗浄機)等の確保を図ります。

(降灰対策の推進)【全課】(再掲)

○降灰による住民生活への影響を最小限に抑えるため、健康被害防止対策や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化します。

阿蘇市国土強靱化計画

7-6

重要業績 評価指標	指標	現状		目標	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時応援協定締結の推進(再掲)</li> <li>・ 道路改良延長(再掲)</li> <li>・ 補修済橋梁数(再掲)</li> <li>・ 舗装更新延長(再掲)</li> <li>・ 農業共済加入率(園芸施設共済)(再掲)</li> </ul>		47団体	(R1)	70団体
		426.4km	(R1)	428.6km	(R7)
		12橋	(R1)	41橋	(R6)
		2.5km	(R1)	19.4km	(R7)
		75.3%	(R1)	82.0%	(R6)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>			

7-6 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 共済加入の促進	○	農業共済加入の促進		○	○	○	
・ 農業施設の耐候性等の強化	○	耐候性強化型ハウスの導入の促進		○	○	○	
・ 降灰対策の推進		健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材確保等		○	○		

(7-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)【防災情報課・観光課・まちづくり課・農政課】  
 ○大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、市内観光事業者や商工会、JA等の関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行います。

7-7

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>
------	--------------------------------------------------------------------------------------

7-7 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備		警察・消防や関係機関と連携した正確な情報収集や様々な手段による発信		○	○	○	
・ 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備		観光事業者と連携体制構築し、正確な情報収集や迅速な情報発信実施		○	○	○	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(市災害廃棄物処理計画の策定)【市民課】

○大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の処理計画を策定します。

(仮置場の選定)【市民課】

○迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地を事前に選定します。

阿蘇市国土強靱化計画

(県による市町村支援体制整備)【市民課】

○甚大な被害により市における災害廃棄物処理が困難となった場合は、県及び近隣自治体に要請を行い、迅速かつ適切な処理が行うことができるよう、体制の整備を図ります。

(関係団体等との連携)【市民課】

○大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、県及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を事前に締結するなど、相互協力体制の充実を図ります。

8-1

	指標	現状	目標
重要業績評価指標	・ 災害時応援協定締結の推進(再掲)	47団体 (R1)	70団体 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>・ 阿蘇市災害廃棄物処理計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

8-1 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 災害廃棄物処理計画の策定		災害廃棄物処理計画の策定		○	○		
・ 仮置場の選定		仮置場候補地の選定		○	○		
・ 県への支援要請		市で災害廃棄物処理困難な場合の県への支援要請		○	○		
・ 関係団体等との連携		損壊家屋撤去や大量の災害廃棄物処理について県及び関係団体等と相互協力体制の整備		○	○	○	

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設業協会との連携による応急復旧体制の強化)【建設課】

○大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設業協会との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施します。

(ボランティア関係団体との連携)【福祉課】

○大規模災害時、市と市災害ボランティアセンター(阿蘇市社会福祉協議会が設置する)やボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進します。

(罹災証明書の速やかな発行)【防災情報課・税務課・まちづくり課】

○大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行います。

阿蘇市国土強靱化計画

(被災建築物等の迅速な把握)【住環境課・税務課・まちづくり課】(再掲)

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成します。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)【教育課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行えるよう、また、インフラ復旧等に伴う埋蔵文化財調査を迅速に実施するため、文化財の調査や保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成するほか、ドローン等の最新の調査機材を導入して迅速な災害対応ができる体制を整備します。

8-2

	指標	現状	目標
重要業績評価指標	・ 災害時応援協定締結の推進(再掲)	47団体 (R1)	70団体 (R6)
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
	・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 熊本県の道路整備に関するプログラム</li> <li>・ 阿蘇市地域福祉活動計画(第2次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> </ul>	

8-2 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化		建設関係団体との連携体制強化、訓練等実施	○	○	○	○	
・ 災害ボランティアとの連携		ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築		○	○	○	
・ 罹災証明書の速やかな発行		職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
・ 被災建築物等の迅速な把握	○	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○	
・ 被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備		文化財保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成		○	○		

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)【防災情報課・税務課・まちづくり課】(再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行います。

(応急仮設住宅の迅速な提供)【防災情報課・企画財政課・住環境課・教育課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキ

阿蘇市国土強靱化計画

ーム等について県や不動産団体等との情報共有を図ります。

(地籍調査の実施)【税務課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を加速化させ、土地境界等を明確にします。

(地震保険加入率の向上)【防災情報課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、市民に地震保険制度の周知・啓発を図ります。

(災害ボランティアとの連携)【福祉課】(再掲)

- 大規模災害時、市と市災害ボランティアセンター(阿蘇市社会福祉協議会が設置する)やボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進します。

(相談体制の整備)【全課】

- 大規模災害時に市民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備します。

8-3

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
	・ 地籍調査進捗率(再掲)		63.85% (R1)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 阿蘇市地域福祉活動計画(第2次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿蘇市地域防災計画</li> <li>・ 阿蘇市地籍調査第7次10箇年計画</li> </ul>	

8-3 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 罹災証明書の速やかな発行	○	職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
・ 応急仮設住宅の迅速な提供		建設型仮設住宅の候補地選定や住民との合意形成の促進。借上型仮設住宅の運営体制整備、団体等との情報共有		○	○	○	
・ 地籍調査の実施		地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		
・ 地震保険加入率の向上		地震保険加入率の向上、市民への地震保険制度の周知・啓発		○	○		○
・ 災害ボランティアとの連携	○	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築		○	○	○	
・ 相談体制の整備		各種相談に対応するための体制整備		○	○		
・ 金融機関や商工団体等との連携	○	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等		○	○	○	

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)【総務課・防災情報課】

- 大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成を図ります。

阿蘇市国土強靱化計画

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)【総務課・防災情報課】

○自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、装備資器材の整備充実等の支援を行います。

(学校と地域との連携)【教育課】

○大規模災害時、避難所となる学校等において、コミュニティ・スクールを推進し、学校と地域が連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化します。

(地域コミュニティの維持)【総務課・防災情報課・福祉課】

○災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援します。

○大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図ります。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【防災情報課】(再掲)

○地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を深める活動を推進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組みます。

○消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市町村における資機材の整備を促進します。

8-4

	指標	現状	目標
重要業績 評価指標	・ コミュニティスクール数(再掲)	9校 (R1)	整備済 -
	・ 機能別団員数(再掲)	25人 (R3)	40人 (R6)
関連計画	・ 第2次 阿蘇市総合計画 ・ 阿蘇市教育方針 ・ 阿蘇市地域防災計画		

阿蘇市国土強靱化計画

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
8-4 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 地域における共助の推進		自主防災組織との連携強化、自治会等の活動強化、地域防災リーダー育成の充実等		○	○	○	○
・ 自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化		自主防犯組織等の装備資器材の整備充実等支援		○	○	○	
・ 地域と学校の連携		コミュニティ・スクールの推進や学校と地域の連携協働体制強化		○	○		○
・ 地域コミュニティの維持		地域コミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○
・ 地域コミュニティの維持		被災者孤立防止のため、見守りに資する体制構築		○	○	○	
・ 消防団における人員、資機材の整備促進	○	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
・ 消防団における人員、資機材の整備促進	○	消防団における人員、資機材の整備促進	○	○	○		

(8-5) 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○市内における災害時の迅速な復旧・復興に向け、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底します。併せて、迅速な復旧・復興に向け早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

(災害時の交通安全対策)【防災情報課】

○大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図ります。

(地籍調査の実施)【税務課】(再掲)

○大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を加速化させ、土地境界等を明確にします。

8-5

重要業績 評価指標	指標	現状	目標
	・ 道路改良延長(再掲)	426.4km (R1)	428.6km (R7)
・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)	
・ 舗装更新延長(再掲)	2.5km (R1)	19.4km (R7)	
・ 地籍調査進捗率(再掲)	63.85% (R1)	64.50% (R5)	

関連計画	第2次 阿蘇市総合計画	阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)
	熊本県の道路整備に関するプログラム	阿蘇市地域防災計画
	阿蘇市地籍調査第6・7次10箇年計画	

8-5 推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
			国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
・ 迅速な復旧・復興に向けた道路整備		市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築、	○	○	○	○	
・ 災害時の交通安全対策		迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制整備等		○	○		
・ 地籍調査の実施		地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		

(8-6) 地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【建設課】

○大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進します。

8-6

	指標	現状	目標
重要業績評価指標	・ 主要管理河川の整備率(再掲)	48.0% (R1)	55.0% (R7)
	・ 補修済橋梁数(再掲)	12橋 (R1)	41橋 (R6)
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次 阿蘇市総合計画</li> <li>・ 阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画(第2次)</li> </ul>		

8-6	推進方針 項目	再掲	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	・事業者 ・事業所 ・団体等	住民
	・ 浸水対策、流域減災対策		河川堤防の施設整備等による浸水対策による流域減災対策	○	○	○		

## 第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進するものとします。

本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の円滑な推進を図るものとします。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、県及び本市の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すものとします。

### 【 別紙1 】 脆弱性評価結果

<p>1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>(住宅及び宅地の耐震(耐災)化)【住環境課・住環境課】</p> <p>○大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震(耐災)化を促進する必要があります。</p> <p>○大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震(耐災)化を促進する必要があります。</p> <p>(住宅密集地における火災の拡大防止)【防災情報課】</p> <p>○大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要があります。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ガス設備の耐災性の強化)【防災情報課】

○大規模災害時、ガスボンベ等の破損により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス漏れ防止策等を進める必要があります。

(家庭・事業所における地震対策)【防災情報課】

○大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要があります。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全課】

○災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要があります。

(防災訓練の実施)【防災情報課】

○大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要があります。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】

○大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要です。

(過去の教訓や経験の伝承)【防災情報課・教育課】

○大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要があります。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)【各施設所管課】

○大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要があります。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)【福祉課・ほけん課・健康増進課・阿蘇医療センター】

○大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に支障がでることや施設の機能停止、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれ

があることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要があります。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)【防災情報課・住環境課・まちづくり課・観光課】

○大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要があります。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要です。

(過去の教訓や経験の伝承)【防災情報課・教育課】(再掲)

○大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する市民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要があります。

### 1-3 台風や集中豪雨、大雪等の大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水や大雪等による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【防災情報課・建設課】

○大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要があります。

(円滑な避難のための道路整備)【建設課・農政課】

○台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要です。

(避難指示等の適切な発令)【防災情報課】

○避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要があります。

(事前予測が可能な災害への対応)【防災情報課】

○大雨・台風等事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要があります。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要です。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全課】(再掲)

○災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要があります。

(防災訓練の実施)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要があります。

(道路除雪等による冬期の交通確保)【建設課・農政課】

○道路における除雪体制を整備し、冬期の円滑で安心安全な交通環境の確保が必要です。

(雪下ろしによる事故防止)【防災情報課】

○大雪による雪下ろしは非常に危険な作業であり、安全対策の徹底を図るため、作業中の事故防止に努める必要があります。

#### 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備)【防災情報課・観光課】

○阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、地域住民や観光客、登山者などに迅速かつ適切な避難を促すとともに、防災体制を構築する必要があります。

(山地・土砂災害対策の推進)【防災情報課・建設課・農政課】

○集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の周知など、山地・土砂災害対策を進める必要があります。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全課】(再掲)

○災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要があります。

(防災訓練の実施)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要があります。

#### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要です。

(避難指示等の適切な発令)【防災情報課】(再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市において避難指示が適切に発令される必要があります。

(通信手段の機能強化)【防災情報課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県や国及び他の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要があります。

(要支援者対策の推進)【防災情報課・福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制等を充実する必要があります。

(観光客の安全確保等)【防災情報課・観光課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要があります。

(外国人に対する情報提供の配慮)【防災情報課・内牧支所・波野支所・市民課・観光課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要があります。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)【防災情報課】

- 大規模災害時、市から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要があります。

(学校の災害対応の機能向上)【教育課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識

啓発並びに防災体制の整備が必要です。

(事前予測が可能な災害への対応)【防災情報課】(再掲)

- 大雨・台風等事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要があります。

## 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)【防災情報課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要があります。

(備蓄の推進)【防災情報課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、必要な備蓄を行う必要があります。

(民間企業や事業者(JA等)と連携した食料等の供給体制の整備)【防災情報課・まちづくり課・農政課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要があります。

(水道施設の耐震化等)【上下水道課・企画財政課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要があります。

(医薬品・医療機器等の確保対策)【健康増進課・阿蘇医療センター】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要があります。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備)【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備)【防災情報課・福祉課・教育課】

○大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要があります。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【市民課・福祉課・健康増進課】

○避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要があります。

(福祉避難所の円滑な運営)【福祉課】

○大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要があります。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【防災情報課】

○大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要です。

(エコノミークラス症候群の予防)【防災情報課・健康増進課】

○大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要があります。

(災害時の活動拠点等の整備)【防災情報課・まちづくり課】

○大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要があります。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み)【全課】

○大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、孤立集落対策に取り組む必要があります。

(防災消防及び警察ヘリの活用)【防災情報課】

○多数の道路等の寸断の発生により、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報

収集及び救助活動に対する熊本県防災消防ヘリのより効果的な活用体制を協議する必要があります。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要です。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【各施設所管課】

○大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要があります。

(自主防災組織の活動の強化)【総務課・防災情報課・福祉課・健康増進課】

○大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要があります。

(孤立集落発生防止)【建設課・農政課】

○台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設等の整備が必要です。

#### 2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化)【防災情報課】

○大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要があります。

(消防の災害対処能力の強化)【防災情報課】

○大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要があります。

(県内消防応援隊の活用)【防災情報課】

○被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要があります。

(自衛隊、警察、消防の応援部隊の受入体制の整備) 【防災情報課】

○大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、応援部隊の受入等の体制を確保する必要があります。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【全課】(再掲)

○災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要があります。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【防災情報課】

○消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要があります。

(自主防災組織等の活動の強化) 【総務課・防災情報課・福祉課・健康増進課】(再掲)

○大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要があります。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課・農政課】

○大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

## 2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料の供給) 【防災情報課】

○大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要があります。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課・農政課】

○大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

## 2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)【防災情報課】

○大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要があります。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【防災情報課・企画財政課】

○大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要があります。

## 2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療施設の耐震化等)【阿蘇医療センター】

○大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策等を促進する必要があります。

(災害時の医療体制の整備)【阿蘇医療センター】

○大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要があります。

(実働機関のへりの活用)【防災情報課】

○大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のへりによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、へりの効率的な活用が必要です。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

## 2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)【市民課・健康増進課・住環境課】

○大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要があります。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【市民課・福祉課・健康増進課】(再掲)

○避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避

難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要があります。

(エコノミークラス症候群の予防)【防災情報課・健康増進課】(再掲)

○大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要があります。

(生活用水の確保)【防災情報課・住環境課・教育課・上下水道課】

○大規模災害発生時には、生活用水の不足に伴う衛生環境の悪化による疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要があります。

(下水道BCPの充実)【上下水道課】

○大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要があります。

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【各施設所管課】

○大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要があります。

(業務継続可能な体制及び受援体制の整備)【総務課・防災情報課】

○大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要があります。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)【教育課】

○大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要があります。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【防災情報課・教育課】

○大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集

体制及び災害対応体制を整備する必要があります。

(自治体間の応援体制の構築)【総務課・防災情報課】

- 大規模災害時、県及び市町村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国及び他の自治体間の応援を受け入れる受援体制の整備・充実を図る必要があります。

(防災訓練の実施)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要があります。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【防災情報課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要があります。

### 3-2 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化)【各施設所管課】

- 大規模災害時、防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要があります。
- 防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要があります。

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)【防災情報課・内牧支所・波野支所・企画財政課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要があります。

(通信手段の機能強化)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国や県及び他の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要があります。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備)【建設課・農政課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要であります。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要であります。

(通信手段の機能強化)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国や県及び他の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要があります。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

・サプライチェーン(供給連鎖管理)・製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までを一連の連続したシステム

(事業者におけるBCP策定促進)【防災情報課・まちづくり課・農政課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要があります。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)【防災情報課・建設課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要があります。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備)【建設課・農政課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)【農政課】

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設等の被害防止又は軽減を図るため、農地、農業用施設、用排水路等の計画的な整備や適正な維持管理を行うことが必要です。

(災害時の集出荷体制の構築)【農政課】

- 大規模災害時の農林産物の集出荷施設等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、県を踏まえた関係機関との連携した出荷体制を確保する必要があります。

(農業施設の耐候性等の強化)【農政課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸等の競争力が低下するおそれがあるため、気象災害に強い強化型のハウス等の整備を促進する必要があります。

(畜産業施設等の保全)【農政課】

- 大規模災害時の畜産業施設や放牧地等の被災により、生産力が大きく低下するおそれがあるため、畜産業施設の被害の軽減、防止を図るとともに、施設や放牧地の代替地確保についても関係機関と連携し、安定した生産・出荷体制の整備につなげていく必要があります。

(降灰対策の推進)【全課】

- 火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要があります。

(共済加入の促進)【農政課】

- 降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要があります。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道

路網の確保が必要です。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるBCP策定促進)【防災情報課・まちづくり課・農政課】(再掲)

○大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な市内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要があります。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【防災情報課・まちづくり課・農政課】(再掲)

○大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要があります。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【防災情報課】(再掲)

○大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要があります。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】(再掲)

○大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

(災害時の活動拠点等の整備)【防災情報課・まちづくり課】(再掲)

○大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要があります。

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備) サプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)【防災情報課】

○大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要があります。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【各施設所管課】(再掲)

○大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要があります。

#### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等)【上下水道課・企画財政課】(再掲)

○大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要があります。

(応急給水体制の整備)【上下水道課・企画財政課】

○大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるように、平時から体制を整備する必要があります。

(生活用水の確保)【防災情報課・住環境課・教育課・上下水道課】(再掲)

○大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要があります。

(上水道BCPの策定)【上下水道課・企画財政課】

○大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害時のした上水道施設の早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要があります。

#### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震・耐水化等)【上下水道課】

○大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化・耐水化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要があります。

(浄化槽の整備等)【住環境課】

○大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるた

め、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要があります。

(下水道BCPの充実)【上下水道課】(再掲)

○大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、

#### 6-4 廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

(廃棄物処理施設等の耐震等)【市民課】

○大規模災害時、廃棄物処理施設等の被災により、長期にわたり廃棄物処理機能が停止するおそれがあることから、阿蘇広域行政事務組合所有の廃棄物処理施設の耐震化等を構成市町村で協議を行い、早期に実現させるとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要があります。

(廃棄物処理施設の整備等)【市民課】

○大規模災害時、廃棄物処理施設の被災により、長期にわたり廃棄物処理機能が停止するおそれがあるため、被災した廃棄物処理の代替機能を有する施設提供に係る協定締結等の促進を図る必要があります。

#### 6-5 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【防災情報課・企画財政課】(再掲)

○大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要があります。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要です。

#### 6-6 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備)【上下水道課・企画財政課】(再掲)

○大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要があります。

### 7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)【防災情報課】(再掲)

- 大規模地震時、住宅密集地で広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要があります。

(消防の災害対処能力の強化)【防災情報課】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要があります。

(県内消防応援隊の活用)【防災情報課】(再掲)

- 阿蘇広域消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要があります。

(自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備)【防災情報課】(再掲)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要があります。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【防災情報課】(再掲)

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要があります。

### 7-2 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)【住環境課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要があります。

(被災建築物等の迅速な把握)【住環境課・税務課・まちづくり課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要です。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池、砂防施設の維持管理・更新)【建設課・農政課】

○大規模災害時の砂防施設の損壊等による二次災害により、下流域で人的被害が拡大するおそれがあるため安全性の確保が必要です。

(道路防災施設の維持管理・更新)【建設課・農政課】

○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要です。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(アスベスト対策)【各施設所管課】

○吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要があります。

(NBC災害に対応する資機材の整備)【防災情報課】

○大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)への対応体制を整備する必要があります。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)【農政課・農業委員会事務局】

○耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要です。

(鳥獣被害対策の推進)【農政課】

○鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要があります。

(適切な森林整備の推進)【農政課】

○台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要があります。

(中山間地域の振興)【農政課】

○農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要が

あります。

#### 7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(共済加入の促進)【農政課】(再掲)

○降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要があります。

(農業施設の耐候性等の強化)【農政課】(再掲)

○大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要です。

(降灰対策の推進)【全課】(再掲)

○火山の大規模噴火に伴う降灰により、生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、市民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要があります。

#### 7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)【防災情報課・観光課・まちづくり課・農政課】

○断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要があります。

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築)【市民課】

○大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要があります。

#### 8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路等の復旧・復興を担う人材の確保)【建設課】

○大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設業協会と連携し復旧に取り組む必要があります。

(災害ボランティアとの連携)【福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要があります。

(罹災証明書の速やかな発行)【防災情報課・税務課・まちづくり課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要があります。

(被災建築物等の迅速な把握)【建設課・住環境課・税務課・まちづくり課】(再掲)

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要です。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)【教育課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要です。
- 大規模災害後、インフラ復旧や復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要です。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)【防災情報課・税務課・まちづくり課】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要があります。

(応急仮設住宅の迅速な提供)【防災情報課・企画財政課・住環境課・教育課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要です。

(地籍調査の実施)【税務課】

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要があります。

(地震保険加入率の向上)【防災情報課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、住民の地震保険加入を促進する必要があります。

(災害ボランティアとの連携)【福祉課】(再掲)

○大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要があります。

(相談体制の整備)【全課】

○大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、住民からの各種相談に対応する必要があります。

#### 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)【総務課・防災情報課】

○大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要があります。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)【総務課・防災情報課】

○大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要があります。

(地域と学校の連携)【教育課】

○大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要があります。

(地域コミュニティの維持)【総務課・防災情報課・福祉課・健康増進課】

○大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要があります。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【防災情報課】(再掲)

○消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要があります。

#### 8-5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)【建設課・農政課】

○大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要です。

(災害時の交通安全対策)【防災情報課】

○大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要です。

(地籍調査の実施)【税務課】(再掲)

○土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要があります。

8-6 地盤沈下等により広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【建設課】

○大規模災害時の地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要です。